



「春の鶴ヶ岱公園」写真:小杉 潤一

## 資料編

DISCLOSURE  
2024

## 決算の概況 31

貸借対照表  
損益計算書  
剰余金処分計算書  
報酬体系について

## 営業の概況 38

業務粗利益および業務粗利益率  
業務純益  
総資産経常利益率および総資産当期純利益率  
資金運用収支の内訳  
利鞘  
受取利息および支払利息の増減

## 預金 39

流動性、定期性、譲渡性、その他預金の平均残高  
定期預金の残高

## 貸出金 40

手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高  
固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高  
預貸率の期末値および期中平均値  
貸出金の担保別内訳  
債務保証見返の担保別内訳  
使途別の貸出金残高  
業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合

## 有価証券 41

商品有価証券の種類別の平均残高  
有価証券の種類別の残存期間別残高  
有価証券の種類別の平均残高  
預証率の期末値および期中平均値  
有価証券の取得価格・時価および評価損益  
金銭の信託

## ◎貸借対照表

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
(資産の部)		
現金	2,853	2,882
預け金	85,823	77,936
買入金銭債権	7	1
金銭の信託	6,628	5,642
有価証券	67,872	71,340
国債	10,532	11,693
地方債	44,849	46,604
社債	4,658	5,009
株式	292	718
その他の証券	7,539	7,315
貸出金	114,042	119,002
割引手形	510	617
手形貸付	8,124	6,990
証書貸付	96,645	102,471
当座貸越	8,761	8,922
その他資産	1,332	1,743
未決済為替貸	79	102
信金中金出資金	940	1,320
前払費用	0	—
未収収益	196	202
未収還付法人税	—	—
その他の資産	114	117
有形固定資産	1,978	1,806
建物	621	662
土地	1,195	973
リース資産	3	1
その他の有形固定資産	159	168
無形固定資産	66	56
ソフトウェア	42	32
その他の無形固定資産	23	23
前払年金費用	178	195
繰延税金資産	263	257
債務保証見返	614	705
貸倒引当金	△ 1,303	△ 1,361
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,061	△ 1,132
資産の部合計	280,359	280,208

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
(負債の部)		
預金積金	256,872	260,178
当座預金	12,999	12,633
普通預金	141,161	147,179
貯蓄預金	1,620	1,474
通知預金	199	177
定期預金	92,962	91,354
定期積金	6,256	5,386
その他の預金	1,671	1,972
借入金	13,000	9,000
借入金	13,000	9,000
その他負債	464	615
未決済為替借	81	125
未払費用	26	46
給付補填備金	1	0
未払法人税等	73	187
前受収益	81	78
払戻未済金	14	5
払戻未済持分	0	0
職員預り金	56	57
リース債務	3	1
資産除去債務	69	69
その他の負債	58	41
役員退職慰労引当金	154	145
債務保証損失引当金	0	0
睡眠預金払戻損失引当金	17	15
偶発損失引当金	263	300
債務保証	614	705
負債の部合計	271,387	270,961
(純資産の部)		
出資金	723	722
普通出資金	723	722
利益剰余金	9,487	9,811
利益準備金	712	723
その他利益剰余金	8,774	9,088
特別積立金	8,310	8,610
当期末処分剰余金	464	478
処分未済持分	—	—
会員勘定合計	10,210	10,533
その他有価証券評価差額金	△ 1,238	△ 1,286
評価・換算差額等合計	△ 1,238	△ 1,286
純資産の部合計	8,971	9,247
負債および純資産の部合計	280,359	280,208

## 貸借対照表記載上の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 注2. 売買目的有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 注3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 注4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. および3. と同じ方法により行っております。
- 注5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 10年～39年  
  その他 5年～20年

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、「破綻先(破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者)」、「実質破綻先(破綻先と実質的に同等の状況にある債務者)」、「破綻懸念先(現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者)」、「要管理先(要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権(貸出条件緩和債権および3か月以上延滞債権)である債務者)」、「その他要注意先(貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者)」、「正常先(業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者)」の区分に応じて、次のとおり計上しております。
- 破綻先および実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した金額が一定額以上であり、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。また、上記以外の破綻懸念先に係る債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
- 正常先に係る債権およびその他要注意先に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
- 要管理先に係る債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した法務監査部(内部監査部署)が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額等を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は327百万円であります。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から損益処理しております。 |
|----------|--|
11. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況(2023年3月31日現在)
- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額                        | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 |
| 差引額                           | △89,255百万円   |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2023年3月分)
- 0.0770%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円および別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金14百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しており、当該企業年金制度の第1給付部分について、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該企業年金制度は、第1給付部分(共済給付部分)と第2給付部分(事業所給付部分)とで構成されております。)
- なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況および第1給付部分の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①第1給付部分の積立状況に関する事項(2023年3月31日現在)
- |               |       |
|---------------|-------|
| 年金資産の額        | 85百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務額 | 78百万円 |
| 差引額           | 7百万円  |
- ②第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2023年3月分)
- 2.5145%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金0百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
16. 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
17. 役員等取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役員収益」があります。このうち「受入為替手数料」は、主として送金や代金取立等の内国為替業務から受取る受入手数料であり、一般顧客から受領する振込手数料のほか金融機関間手数料などがあります。また「その他の役員収益」は、主たる計上取引である口座振替手数料等の預金業務から受取る受入手数料のほか、融資業務、保険の販売代理業務、貸金庫業務、その他の役員取引等業務から受取る受入手数料があります。これらの役員取引等にかかる履行義務は、対価の受領と同時に充足されるものは、原則として、一時点で収益を認識しております。また、履行義務が一定の期間にわたって充足する場合は履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。
18. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
19. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,361百万円
- 当金庫は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分(破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先)を決定し、注9に記載した貸倒引当金の償却・引当基準により貸倒引当金を計上しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
20. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額1,117百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額 4,455百万円
22. 信用金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、買入金銭債権、貸出金、「その他資産」中の未収利息および払込金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は834百万円、危険債権額は8,107百万円です。
- なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
23. 債権のうち、3か月以上延滞債権額はございません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。
24. 債権のうち、貸出条件緩和債権額は195百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、3か月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額の合計額は9,138百万円です。
- なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、617百万円です。
27. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 6,403百万円  
預け金 10,000百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 276百万円  
借入金 9,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金20,000百万円を差し入れております。  
また、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。

28. 出資1口当たりの純資産額6,399円3銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されているほか、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程および信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理規程に定められた基本方針に基づき、ALMや金利感応度分析等によって金利、為替、市場価格の変動リスクを管理しております。  
リスク管理方法や手続等の詳細は、市場リスク管理規程および市場リスクに関する管理諸規程等に明記されており、定期的にリスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。  
当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「預け金」のうち仕組預金および「有価証券」のうち債券につきましては保有期間1～6ヶ月、過去10年の観測期間で計測される99パーセンタイル値、その他の金融商品につきましては保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。  
当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、2,387百万円減少するものと把握しております。  
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。  
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現 金	2,882	2,882	-
(2)預 け 金(※1)	77,936	77,355	△580
(3)金 銭 の 信 託	5,642	5,642	-
(4)有 価 証 券			
満期保有目的の債券	17,716	16,883	△832
その他の有価証券(※3)	53,538	53,538	-
(5)貸 出 金(※1)	119,002		
貸 倒 引 当 金(※2)	△1,283		
	117,718	118,910	1,192
<b>金 融 資 産 計</b>	<b>275,434</b>	<b>275,213</b>	<b>△221</b>
(1)預 金 積 金(※1)	260,178	260,033	△145
(2)借 用 金(※1)	9,000	9,000	0
<b>金 融 負 債 計</b>	<b>269,178</b>	<b>269,033</b>	<b>△145</b>

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)現金

現金については、時価は帳簿価額と等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。  
満期のある預け金のうち、仕組預金の場合は、取引金融機関から提示された価格を時価としており、その他のものにつきましては、市場金利(スワップ金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(3)金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。  
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から32.に記載しております。

(5)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

預金積金は、以下の①と②の合計額を時価に代わる金額として記載しております。

①要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)

②定期性預金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額

(2)借入金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式(※1)	80
信 金 中 央 金 庫 出 資 金(※1)	1,320
組 合 出 資 金(※2)	4
合 計	1,406

(※1)非上場株式および信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金(※1)	29,436	38,500	5,000	5,000
有 価 証 券	3,100	8,804	3,358	52,248
満期保有目的の債券	1,200	1,492	250	14,766
その他有価証券のうち満期があるもの	1,900	7,312	3,108	37,482
貸 出 金(※2)	20,222	37,830	28,053	23,693
合 計	52,758	85,135	36,411	80,942

(※1)預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金(※)	247,538	12,640	-	-
借 入 金	9,000	-	-	-
合 計	256,538	12,640	-	-

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

31. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	2,402	2,408	6
	地 方 債	494	497	3
	社 債	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	2,896	2,906	9
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	4,098	3,736	△362
	地 方 債	10,721	10,241	△480
	社 債	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	14,820	13,977	△842
合 計		17,716	16,883	△832

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	532	441	91
	債 券	3,179	3,166	13
	国 債	-	-	-
	地 方 債	2,937	2,925	12
	社 債	241	241	0
	そ の 他	4,976	4,423	552
	小 計	8,688	8,031	657
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	104	113	△8
	債 券	42,411	44,190	△1,779
	国 債	5,192	5,545	△352
	地 方 債	32,450	33,844	△1,393
	社 債	4,767	4,801	△33
	そ の 他	2,334	2,522	△188
	小 計	44,849	46,826	△1,976
合 計		53,538	54,857	△1,319

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	233	28	21
債 券	1,226	27	1
国 債	1,226	27	1
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	529	43	-
合 計	1,989	99	23

## 33. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	4,408	△6

## 34. その他の金銭の信託(運用目的および満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,233	1,200	33	33	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,489百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが25,664百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	380
減価償却費	26
役員退職慰労引当金	40
その他有価証券評価差額金	355
その他	247
繰延税金資産小計	1,049
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額(注)	△735
評価性引当額小計	△735
繰延税金資産合計	314
繰延税金負債	
前払年金費用	54
その他	2
繰延税金負債合計	56
繰延税金資産の純額	257

(注1) 評価性引当額の変動の主な内容は、その他有価証券評価差額金の増加によるものです。

(注2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
評価性引当額の増減	14.6%
住民税均等割額	0.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3%

37. 当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、6百万円であります。

## ◎損益計算書

(単位:千円)

科 目	令 和 4年度	令 和 5年度
<b>経常収益</b>	<b>2,790,359</b>	<b>3,315,089</b>
資金運用収益	2,221,577	2,483,535
貸出金利息	1,711,128	1,859,620
預け金利息	129,843	129,740
有価証券利息配当金	357,420	471,029
その他の受入利息	23,185	23,144
役員取引等収益	377,257	397,462
受入為替手数料	171,887	171,135
その他の役員収益	205,369	226,326
その他業務収益	9,928	45,879
国債等債券売却益	3,415	27,400
その他の業務収益	6,513	18,479
その他経常収益	181,596	388,212
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	7,960	13,454
株式等売却益	38,847	85,310
金銭の信託運用益	120,251	283,125
その他の経常収益	14,537	6,321
<b>経常費用</b>	<b>2,401,609</b>	<b>2,460,620</b>
資金調達費用	11,658	10,725
預金利息	10,836	10,019
給付補填備金繰入額	470	259
借入金利息	75	172
その他の支払利息	276	273
役員取引等費用	227,405	260,779
支払為替手数料	50,439	50,706
その他の役員費用	176,966	210,073
その他業務費用	887	2,109
国債等債券売却損	—	1,431
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	887	678
<b>経費</b>	<b>1,944,133</b>	<b>2,004,456</b>
人件費	1,163,598	1,169,798
物件費	701,733	744,555
税金	78,801	90,102

(単位:千円)

科 目	令 和 4年度	令 和 5年度
その他経常費用	217,524	182,548
貸倒引当金繰入額	144,278	82,569
貸出金償却	—	30
株式等売却損	—	21,670
株式等償却	5,101	—
金銭の信託運用損	14,823	8,220
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	53,320	70,057
<b>経常利益</b>	<b>388,749</b>	<b>854,468</b>
特別利益	16,873	291
固定資産処分益	16,863	—
その他の特別利益	10	291
特別損失	25,398	246,849
固定資産処分損	3,544	657
減損損失	21,854	246,192
その他の特別損失	—	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>380,223</b>	<b>607,909</b>
<b>法人税、住民税および事業税</b>	<b>134,681</b>	<b>257,386</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 3,385</b>	<b>6,004</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>131,295</b>	<b>263,390</b>
<b>当期純利益</b>	<b>248,927</b>	<b>344,519</b>
<b>繰越金(当期首残高)</b>	<b>215,882</b>	<b>133,744</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>464,810</b>	<b>478,263</b>

## 損益計算書記載上の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額237円67銭
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
釧路市内	共用資産1ヶ所	土 地	234,415千円
		建 物	11,729千円
		器具備品	47千円
合 計			246,192千円

営業用土地・店舗については、営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、グルーピングの最小単位としております。本部、厚生施設、共用の書庫については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。将来の使用が見込まれていない遊休資産については、他の資産または資産グループから独立した最小の単位としております。

設備の老朽化に伴う使用方法の変更により、共用資産1ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額246,192千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、当期の減損損失測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は「不動産担保評価要領」に基づき算定しております。

4. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、382,544千円であります。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

## ◎剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	464,810,682	478,263,557
積立金取崩額	—	414,000
利益準備金限度超過取崩額	—	414,000
剰余金処分額	331,066,478	321,630,694
利益準備金	10,408,500	—
普通出資に対する配当金(年3%)	20,657,978	21,630,694
特別積立金	300,000,000	300,000,000
繰越金(当期末残高)	133,744,204	157,046,863

令和6年6月12日開催の第100期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書および承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月12日 釧路信用金庫 理事長

森村 好幸

## ◎報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

#### (2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	108

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」92百万円、「賞与」0万円、「退職慰労金」16百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして、金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## ◎業務粗利益および業務粗利益率

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	2,210,198	2,473,066
資金運用収益	2,221,577	2,483,535
資金調達費用	11,379	10,469
役務取引等収支	149,851	136,682
役務取引等収益	377,257	397,462
役務取引等費用	227,405	260,779
その他業務収支	9,041	43,769
その他業務収益	9,928	45,879
その他業務費用	887	2,109
業務粗利益	2,369,090	2,653,518
業務粗利益率(%)	0.85	0.96

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和4年度279千円、令和5年度256千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ◎業務純益

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
業務純益	481,832	674,796
実質業務純益	434,410	661,504
コア業務純益	430,995	635,535
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	433,389	569,778

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうち役員退職慰労引当金等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## ◎総資産経常利益率および総資産当期純利益率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.13	0.29
総資産当期純利益率	0.08	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率=[経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高]×100

## ◎資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高		利 息		利回り	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 勘 定	276,059	276,042	2,221	2,483	0.80	0.89
うち 貸 出 金	110,176	115,088	1,711	1,859	1.55	1.61
うち 預 け 金	96,030	89,302	129	129	0.13	0.14
うち 有 価 証 券	68,900	70,703	357	471	0.51	0.66
資 金 調 達 勘 定	270,056	269,066	11	10	0.00	0.00
うち 預 金 積 金	270,020	271,721	11	10	0.00	0.00
うち 借 用 金	6,608	3,883	0	0	0.00	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度142百万円、令和5年度145百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度6,628百万円、令和5年度6,593百万円)および利息(令和4年度279千円、令和5年度256千円)を、それぞれ控除して表示しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

## ◎利 鞘

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 利 回	0.80	0.89
資 金 調 達 原 価 率	0.72	0.74
総 資 金 利 鞘	0.08	0.15

## ◎受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	45,205	28,318	73,523	82,950	178,966	261,917
うち 貸 出 金	41,494	21,448	62,943	82,386	66,105	148,492
うち 預 け 金	1,251	—	1,251	△ 9,705	9,603	△ 102
うち 有 価 証 券	2,547	6,869	9,416	10,257	103,351	113,609
支 払 利 息	△ 227	△ 5,064	△ 5,291	1,520	△ 2,430	△ 909
うち 預 金 積 金	△ 223	△ 5,267	△ 5,491	1,672	△ 2,700	△ 1,027
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	△ 9	70	60	△ 100	198	97

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

## ◎流動性、定期性、譲渡性、その他預金の平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
流 動 性 預 金	163,326	167,187
うち 有 利 息 預 金	129,077	132,293
定 期 性 預 金	105,544	103,350
うち 固 定 金 利 定 期 預 金	99,160	97,488
うち 変 動 金 利 定 期 預 金	7	7
譲 渡 性 預 金	—	—
そ の 他 の 預 金	1,149	1,183
合 計	270,020	271,721

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
  固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
  変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金  
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

## ◎定期預金の残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
定 期 預 金	92,962	91,354
固 定 金 利 定 期 預 金	92,955	91,347
変 動 金 利 定 期 預 金	7	7
そ の 他	—	—

## ◎手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
手形貸付	7,368	7,584
証書貸付	94,642	98,830
当座貸越	7,598	8,156
割引手形	566	517
合計	110,176	115,088

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ◎固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金	114,042	119,002
固定金利	76,504	75,185
変動金利	37,537	43,816

## ◎預貸率の期末値および期中平均値

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
預貸率 期末残	44.39	45.73
預貸率 期中平均残	40.80	42.35

(注) 1. 預貸率 = [貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金)] × 100  
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ◎貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	2,317	2,192
有価証券	142	142
動産	50	50
不動産	16,930	19,872
その他	138	145
小計	19,579	22,403
信用保証協会・信用保険	42,550	42,033
保証	14,415	15,511
信用	37,496	39,053
合計	114,042	119,002

## ◎債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	7	5
その他	—	—
小計	7	5
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	60	38
信用	547	661
合計	614	705

## ◎使途別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	46,126	40.4	52,986	44.5
運転資金	67,915	59.6	66,016	55.5
合計	114,042	100.0	119,002	100.0

## ◎業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合

(単位:百万円、%)

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	113	4,081	3.5	111	3,889	3.2
農業、林業	75	1,562	1.3	72	1,500	1.2
漁業	17	588	0.5	16	518	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	9	990	0.8	9	953	0.8
建設業	527	12,715	11.1	536	13,018	10.9
電気・ガス・熱供給・水道業	11	480	0.4	11	701	0.5
情報通信業	15	268	0.2	14	262	0.2
運輸業、郵便業	62	3,208	2.8	57	3,192	2.6
卸売業、小売業	379	13,189	11.5	375	13,687	11.4
金融業、保険業	25	2,492	2.1	23	2,565	2.1
不動産業	207	14,756	12.9	218	18,179	15.2
物品賃貸業	7	236	0.2	7	410	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	38	661	0.5	37	995	0.8
宿泊業	26	2,070	1.8	26	1,489	1.2
飲食業	250	3,170	2.7	235	2,733	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	120	1,488	1.3	114	1,337	1.1
教育、学習支援業	19	575	0.5	16	528	0.4
医療、福祉	134	6,459	5.6	133	6,209	5.2
その他のサービス業	193	5,520	4.8	203	5,930	4.9
小計	2,227	74,517	65.3	2,213	78,100	65.6
国・地方公共団体等	9	14,175	12.4	9	13,012	10.9
個人	5,209	25,349	22.2	5,222	27,890	23.4
合計	7,445	114,042	100.0	7,444	119,002	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ◎商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

## ◎有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超10年以下		10年超		期間の定めないもの		合計	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国債	1,199	1,200	2,100	900	—	—	—	—	—	488	7,232	9,104	—	—	10,532	11,693
地方債	—	—	512	480	—	2,905	139	—	400	2,558	43,796	40,660	—	—	44,849	46,604
社債	217	1,309	1,949	1,971	2,110	1,415	57	15	—	—	323	297	—	—	4,658	5,009
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	292	718	292	718
外国証券	200	300	299	—	—	100	—	—	—	—	625	626	870	975	1,995	2,002
その他の証券	—	290	443	710	980	308	317	156	—	140	94	—	3,707	3,707	5,544	5,312

## ◎有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
国債	9,961	11,582
地方債	46,573	46,719
短期社債	—	—
株式	4,488	4,827
株式	357	411
外国証券	2,020	1,993
その他の証券	5,498	5,169
合計	68,900	70,703

## ◎預証率の期末値および期中平均値

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
預証率 末残	26.42	27.41
預証率 平均	25.51	26.02

(注) 1. 預証率 = [有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金)] × 100  
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ◎有価証券の取得価格・時価および評価損益

1. 売買目的の有価証券 該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,909	3,949	40	2,402	2,408	6
	地方債	933	941	7	494	497	3
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	4,842	4,891	48	2,896	2,906	9
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,602	2,418	△ 184	4,098	3,736	△ 362
	地方債	11,017	10,677	△ 340	10,721	10,241	△ 480
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	13,619	13,095	△ 524	14,820	13,977	△ 842
合計	18,462	17,986	△ 476	17,716	16,883	△ 832	

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式 該当ございません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	532	441	91
	債券	3,265	3,223	42	3,179	3,166	13
	国債	624	608	15	—	—	—
	地方債	1,916	1,892	24	2,937	2,925	12
	社債	725	723	2	241	241	0
	その他	3,950	3,715	235	4,976	4,423	552
小計	7,216	6,939	277	8,688	8,031	657	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	211	245	△ 34	104	113	△ 8
	債券	38,311	39,468	△ 1,156	42,411	44,190	△ 1,779
	国債	3,397	3,564	△ 167	5,192	5,545	△ 352
	地方債	30,981	31,948	△ 966	32,450	33,844	△ 1,393
	社債	3,933	3,956	△ 22	4,767	4,801	△ 33
	その他	3,583	3,911	△ 327	2,334	2,522	△ 188
小計	42,107	43,625	△ 1,518	44,849	46,826	△ 1,976	
合計	49,324	50,565	△ 1,241	53,538	54,857	△ 1,319	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。  
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	81	80
信金中央金庫出資金	940	1,320
組合出資金	4	4
合計	1,026	1,406

## ◎金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
5,426	8	4,408	△ 6

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。

3. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和4年度					令和5年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
1,202	1,200	2	2	—	1,233	1,200	33	33	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

# 当金庫の自己資本の充実の状況等

## 定性開示目次

### 単体開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要	44
(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	45
(3) 信用リスクに関する項目	46
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要	48
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	48
(6) オペレーショナル・リスクに関する事項	48
(7) 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要	49
(8) 銀行勘定における金利リスクに関する事項	50

## 自己資本の構成に関する開示目次

### 単体開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項	44
---------------------	----

## 定量開示目次

### 単体開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項	45
(2) 信用リスクに関する事項	46
1. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高	46
2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	47
3. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	47
4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	47
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	48
(4) 証券化エクスポージャーに関する事項	48
(5) 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	49
(6) 銀行勘定におけるリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	50
(7) 銀行勘定における金利リスクに関する事項	50

## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金の他、利益剰余金、一般貸倒引当金コア資本算入額で構成されております。

### ◎自己資本の構成に関する開示事項＜単体自己資本比率＞

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,189	10,512
うち、出資金および資本剰余金の額	723	722
うち、利益剰余金の額	9,487	9,811
うち、外部流出予定額(△)	20	21
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	242	228
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	242	228
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 10,431	10,741
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	66	56
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	66	56
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	129	141
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 195	198
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ) - (ロ))	(ハ) 10,236	10,542
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	81,636	88,109
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 435	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 435	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,790	5,006
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 86,427	93,116
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	11.84%	11.32%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中すること無く、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

## ◎自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計</b>	<b>81,636</b>	<b>3,265</b>	<b>88,109</b>	<b>3,524</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	74,860	2,994	81,171	3,246
ソブリン向け	1,105	44	1,155	46
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	18,248	729	16,371	654
法人等向け	21,177	847	24,118	964
中小企業等向けおよび個人向け	15,797	631	16,616	664
抵当権付住宅ローン	956	38	912	36
不動産取得等事業向け	11,760	470	15,748	629
3月以上延滞等	36	1	43	1
取立未済手形	15	0	20	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	333	13	641	25
出資等のエクスポージャー	333	13	641	25
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	5,429	217	5,542	221
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	725	29	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	940	37	1,720	68
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	782	31	779	31
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,211	288	6,938	277
ルック・スルー方式	7,211	288	6,938	277
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 435	△ 17	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
<b>ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</b>	<b>4,790</b>	<b>191</b>	<b>5,006</b>	<b>200</b>
<b>ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)</b>	<b>86,427</b>	<b>3,457</b>	<b>93,116</b>	<b>3,724</b>

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、国際決済銀行、地方公共団体、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社および信用保証協会のことです。

4. 「3月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\left\langle \begin{array}{l} \text{オペレーショナル・リスク} \\ \text{相当額(基礎的手法)の算定方法} \end{array} \right\rangle = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する項目

### 1. リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消滅し損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として資産査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、信用リスクの計測にあたっては、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備しており、リスク計量をベースとした統合リスク管理態勢を視野に入れた準備を進めております。一連の信用リスク管理の状況についてはリスク管理委員会での協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会・常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定に関する規程」および「償却・引当金計上に関する規程」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### 2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ◆ 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ◆ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ◆ フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)
- ◆ 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ◆ S&Pグローバル・レーティング (S&P)

## ◎信用リスクに関する事項

### 1. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

<業種別>

(単位:百万円)

業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度
製造業	6,355	6,386	4,168	3,995	2,001	2,101	—	—	0	10
農業、林業	1,676	1,611	1,676	1,611	—	—	—	—	12	1
漁業	597	520	597	520	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	990	973	990	953	—	—	—	—	—	—
建設業	13,406	13,789	13,306	13,650	100	100	—	—	5	6
電気・ガス・熱供給・水道業	877	1,099	520	742	300	300	—	—	—	—
情報通信業	402	418	285	281	100	100	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,343	3,309	3,224	3,199	106	106	—	—	0	—
卸売業、小売業	13,508	14,256	13,408	13,898	100	300	—	—	0	—
金融業、保険業	90,482	82,506	2,497	2,569	2,044	1,827	—	—	—	—
不動産業	15,183	18,711	14,883	18,291	300	400	—	—	16	14
物品賃貸業	240	413	240	413	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	765	1,108	765	1,108	—	—	—	—	—	—
宿泊業	2,091	1,504	2,091	1,504	—	—	—	—	—	—
飲食業	3,539	3,094	3,339	2,893	200	200	—	—	5	11
生活関連サービス業、娯楽業	1,629	1,509	1,621	1,501	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	585	537	585	537	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	6,644	6,470	6,644	6,470	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	5,594	6,160	5,578	6,059	—	100	—	—	—	—
国・地方公共団体等	71,227	73,625	14,176	13,029	57,051	60,595	—	—	—	—
個人	23,788	26,193	23,788	26,193	—	—	—	—	36	29
その他	19,398	18,036	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	282,331	282,238	114,391	119,427	62,304	66,132	—	—	75	72

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。  
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、金銭の信託、投資信託、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産が含まれます。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 6. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### <残存期間別>

(単位:百万円)

	1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超		期間の定めのないもの		合計	
	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度								
貸出金	19,605	18,305	5,419	6,087	8,328	8,114	9,175	18,631	71,634	68,077	228	211	114,391	119,427
債券	1,666	2,869	4,866	3,363	2,121	4,436	197	16	53,452	55,446	—	—	62,304	66,132

## 2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	目的使用		その他		令和4年度	令和5年度
					令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
一般貸倒引当金	289	242	242	228	—	—	289	242	242	228
個別貸倒引当金	853	983	983	1,054	56	19	797	964	983	1,054
合計	1,143	1,225	1,225	1,283	56	19	1,086	1,206	1,225	1,283

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、未収入金貸倒損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含まれておりません。

## 3. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	目的使用		その他		令和4年度	令和5年度		
製造業	0	1	1	5	—	—	0	1	1	5	—	—
農業、林業	93	257	257	243	—	12	93	244	257	243	—	—
漁業	26	18	18	21	—	—	26	18	18	21	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	219	159	159	98	—	—	219	159	159	98	—	—
建設業	81	63	63	71	27	—	53	63	63	71	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	147	—	—	—	—	—	147	—	—
運輸業、郵便業	1	2	2	3	0	—	0	2	2	3	—	0
卸売業、小売業	125	205	205	171	3	3	122	201	205	171	—	—
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
不動産業	75	77	77	76	—	—	75	77	77	76	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
宿泊業	4	4	4	4	—	—	4	4	4	4	—	—
飲食業	72	69	69	58	—	—	72	69	69	58	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	5	5	5	—	—	5	5	5	5	—	—
教育、学習支援業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
医療、福祉	55	57	57	75	—	—	55	57	57	75	—	—
その他のサービス業	58	32	32	33	23	—	35	32	32	33	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	31	29	29	38	—	3	31	26	29	38	—	—
合計	853	983	983	1,054	56	19	797	964	983	1,054	—	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	合計		格付適用有り		格付適用無し	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
0%	96,360	95,820	—	—	96,360	95,820
10%	9,391	10,233	—	—	9,391	10,233
20%	103,950	96,168	13,630	15,110	90,319	81,058
35%	1,917	1,815	—	—	1,917	1,815
50%	3,257	3,042	2,802	3,002	455	40
75%	19,964	20,749	—	—	19,964	20,749
100%	47,163	53,804	700	1,201	46,463	52,603
150%	12	23	—	—	12	23
200%	—	—	—	—	—	—
250%	313	578	—	—	313	578
1,250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	282,331	282,238	17,133	19,314	265,197	262,923

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸出業務取扱規程」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出業務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として釧路市、釧路町、弟子屈町、白糠町、一般社団法人しんきん保証基金、その他担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、釧路市、釧路町、弟子屈町、白糠町は政府保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に隔たることなく分散されております。

## ◎信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,671	1,643	12,550	13,731	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しております。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による常務会・理事会において報告する態勢を整備しております。

### 2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および時価から一定のストレス幅と各銘柄の感応度によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの適切性をリスク管理委員会で検証・検討し、定期的あるいは必要に応じて、常務会・理事会において報告する態勢を整備しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「有価証券等運用規程」および「資産査定事務取扱規程」などに基いた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

## ◎銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### 1. 貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	211	211	637	637
非上場株式等	1,028	1,028	1,407	1,407
合計	1,239	1,239	2,045	2,045

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 投資信託の裏付資産のうち、出資等エクスポージャーに該当する分は、一括して「上場株式等」に含めております。  
 3. 「非上場株式等」には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式、その他資産勘定に計上している信金中央金庫普通出資金等が含まれます。

### 2. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	28	85
売却損	—	21
償却	5	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### 3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	△ 34	82

### 4. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	—	—

## 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book※)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度、更には新商品等の導入による影響など、ALM管理システム等により定期的に計測を行い、リスク管理委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債・オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

### 2. 金利リスクの算定方法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE(注1)およびΔNII(注2)に当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ◆流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
  - ◆流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
  - ◆流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提 金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
  - ◆固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提 金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
  - ◆内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響をおよぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません。
  - ◆計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 自己資本の額に対するΔEVE(5,770百万円)の割合は54.73%となっております。
- (2) 当金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上のその他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ◆金利ショックに関する説明・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点) 当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や観測期間内の最大下落率を採用したシナリオにより影響等を定期的に検証しております。さらに収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しております。

## ◎銀行勘定におけるリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8,889	8,695
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## ◎銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	5,770	6,461	778	830				
2	下方パラレルシフト	—	—	△69	△3				
3	スティープ化	4,338	4,855						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	5,770	6,461	778	830				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	10,542		10,236					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定量的な開示事項」の項目に記載しております。

## 不良債権等への対応

当金庫では、不良債権の発生を最小限に抑え、貸出資産の健全性を高めるため、審査態勢の強化に努めるとともに、信用リスク管理態勢の充実を図っております。

## ◎信用金庫開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(C)		貸倒引当額(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権および これらに準ずる債権	令和4年度	689	689	511	178	100.0%	100.0%
	令和5年度	834	834	620	214	100.0%	100.0%
危 険 債 権	令和4年度	7,373	6,766	5,961	805	91.7%	57.0%
	令和5年度	8,107	7,568	6,727	840	93.3%	60.9%
要 管 理 債 権	令和4年度	206	97	63	34	47.3%	24.0%
	令和5年度	195	96	64	31	49.2%	24.1%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和4年度	206	97	63	34	47.3%	24.0%
	令和5年度	195	96	64	31	49.2%	24.1%
小 計 ( A )	令和4年度	8,269	7,554	6,536	1,017	91.3%	58.7%
	令和5年度	9,138	8,499	7,413	1,086	93.0%	62.9%
正 常 債 権 ( B )	令和4年度	106,426					
	令和5年度	110,632					
総 与 信 残 高 ( A ) + ( B )	令和4年度	114,696					
	令和5年度	119,770					

### ■項目の説明

- (注)1.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産再生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または質貸借契約によるものに限る。)です。

## ◎貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

47ページをご覧ください。

## ◎貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却	—	30

## 信用金庫法施行規則に基づく開示項目

開示項目	掲載頁
<b>1 金庫の概況および組織に関する事項</b>	
①事業の組織	27
②理事・監事の氏名および役職名	26
③会計監査人の氏名または名称	37
④事務所の名称および所在地	24～25
<b>2 金庫の主要な事業の内容</b>	20
<b>3 金庫の主要な事業に関する事項</b>	2
(1)直近の事業年度における事業の概況	
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	2
①経常収益	
②経常利益または経常損失	
③当期純利益または当期純損失	
④出資総額および出資総口数	
⑤純資産額	
⑥総資産額	
⑦預金積金残高	
⑧貸出金残高	
⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率	
⑪出資に対する配当金	
⑫役員数(うち常勤役員数)	
⑬職員数	
⑭会員数	
(3)直近の2事業年度における事業の状況	38～39
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益および業務粗利益率	
イ.業務純益	
ウ.総資産経常利益率	
エ.総資産当期純利益率	
オ.資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	
カ.資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	
キ.受取利息および支払利息の増減	
②預金に関する指標	39
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	40～41
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	
イ.固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ウ.預貸率の期末値および期中平均値	
エ.貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳	
オ.使途別の貸出金残高	
カ.業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	
④有価証券に関する指標	41
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	
ウ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式および外国証券その他の証券の区分をいう。)の平均残高	
エ.預証率の期末値および期中平均値	

開示項目	掲載頁
<b>4 金庫の事業の運営に関する事項</b>	
①リスク管理の態勢	8
②コンプライアンスの態勢	9～10
③地域金融円滑化に係る取組みについて	11
④中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組状況	12～13
⑤金融ADR制度への対応	7
<b>5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況</b>	31～37
(1)貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	51
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3)自己資本の充実の状況	43～50
(4)次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
①有価証券	42
②金銭の信託	42
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ございません
(5)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	47
(6)貸出金償却の額	51
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	37
(8)財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認・署名	37
<b>6 報酬体系について</b>	37

## 「自己資本比率規制 第3の柱」に基づく開示項目

開示項目	掲載頁
<b>単体における事業年度の開示事項</b>	43～50
①定性的な開示事項	
②自己資本の構成に関する開示事項	
③定量的な開示事項	

## 金融再生法に基づく開示項目

開示項目	掲載頁
<b>金融再生法開示債権</b>	51





編集・発行

釧路信用金庫経営企画部

〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地

TEL 0154-23-9030

ホームページ: <https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>

UD FONT  
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に  
基づき、より多くの人へ適切に情報を伝え  
られるよう配慮した見やすいユニバーサ  
ルデザインフォントを採用しております。